

道教組短信 ③

2020.3.9

非常勤職員の
勤務について

非常勤職員のみなさん、休校で困っていませんか？

文部科学省は3月5日付けで
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた
業務体制の確保について(通知)
という文書を出しています。

文部科学省 コロナ



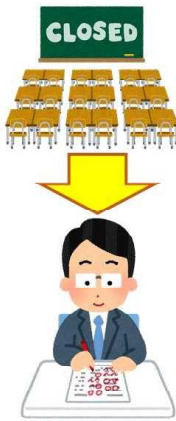
非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保
について通知しています。 2



学校が臨時休業になって、
非常勤職員のみなさんから
「自治体の担当から
非常勤は仕事がない」
と言われたという
声を聞きます。 1

休業期間中も何らかの業務に携わる
ことが可能であると想定され、
任用形態などにより
適切に対応すること
とされています。

非常勤講師



授業準備、
年度末の
成績処理や
児童生徒の
家庭学習の支援

学校用務員



学校施設の修繕

給食調理員



給食調理場等の
清掃, 消毒

たとえば…

こんなときだからこそ、
力合わせをして
共がんばりましょう！



5
日頃から
子どもたちのために
力合わせをする仲間だから、
困ったときは、
私たちに相談してください！

4

職場には
うまく伝わらないことが
あります。



今後、
都道府県教育委員会が
この文科省通知に基づいたものを
通知して、
各職場で
具体化されます。
しかし、



● 休校中の非常勤職員の勤務について道教委に要請

鈴木直道知事が全道一斉の臨時休校を表明してすぐに、非正規職員の方から「休校に伴い、勤務がなくなった」との相談がありました。道教組は、2月27日に道教委に要望書を提出し、「臨時休校に伴い、日額制の臨時・非常勤職員の賃金に不利益がないよう取り扱うこと」を求め、その後も早急な対応を求め続けてきました。

道教委は、3月2日付で、「時間講師」「技芸講師、技芸助手」「民間非常勤講師」「面接指導講師」「退職教員外部人材講師」について「**授業準備や成績評価など、担当する担当する授業と密接に関連する業務に変更した上で、勤務に従事させる対応**」を可能とする通知を出しました。

また、3月4日付で、「非常勤看護師」「特別支援学校専門支援員」「非常勤養護教諭」「非常勤給食調理員」「臨時寄宿舍指導員」「臨時給食調理員」「臨時調理員」についても「**対象職員の職務と密接に関連する業務に変更した上で、勤務に従事させる対応**」を可能とするとともに、正規の教職員と同様に、道教組短信②の要件に該当する場合、「**災害事故休暇**」もしくは「**給与を減額せず勤務を免除**」を可能とする通知を出しました。

● 文科省が、臨時休校中の非常勤職員の勤務について通知

道教委は、縦割りのため、それぞれの係で担当する職種ごとに個別に通知されるため、未だに対応されていない職種がたくさんあります。

文科省は、3月5日付で「元初財務第35号・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について（通知）」を出しました。

1. 学校の臨時休業に当たっては、各地域や学校の実情に応じ、**非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保**を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。

具体的には、授業がない場合であっても、休業中の学校においては引き続き、**例えば、非常勤講師の場合は授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒などの業務を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定される**ところである。このため、**各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。**

なお、基本的には上記のとおり引き続き類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、**これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。**

2. 非常勤職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤の推進も含め、**職員の柔軟な勤務態勢を確保すること**。また、「**新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）**」（令和2年3月2日元初財務第34号文部科学省初等中等教育局財務課長通知）を踏まえ、**休暇の取得についても格段の御配慮をお願いしたいこと。**

道教委が未だに対応できていない職種については、この文科省の通知に基づき、市町村教委が適切に対応することになると、道教委に確認を取っています。市町村教委や各学校に対し、この文科省通知を伝え、「災害事故休暇」や「勤務免除」を含め適切な対応を求めることができます。非常勤職員の方で、勤務についてお困りの方は、道教組までご相談ください。

非常勤職員の勤務についてお困りの方は、道教組までご相談ください

TEL 011-742-0101

FAX 011-742-1001

メール dokyoso@seagreen.ocn.ne.jp

